

富士見町空き家改修費補助金制度のご案内

富士見町では、空き家を有効活用することにより、空き家の発生防止と移住・定住者の促進を図るため、空き家を改修する方（法人を除く）に対して、改修費用の補助を実施しています。

●補助申請者の条件について

申請者の区分	要件(全てを満たすこと)
空き家所有者	1. 補助金の交付の対象となる空き家(以下「補助対象住宅」)の売却又は賃貸を目的とすること。 2. 空き家購入者又は空き家賃借人本人若しくはその同一世帯内の者が50歳未満であること。 3. 空き家購入者又は空き家賃借人が区・集落組合に加入している者であること。
空き家購入者	1. 補助対象住宅に5年以上定住する者 2. 空き家購入者又はその同一世帯内の者が50歳未満であること。ただし、消防団員等はこの限りでない。 3. 区・集落組合に加入している者
空き家賃借人	1. 補助対象住宅に5年以上定住する者 2. 空き家所有者から改修における同意が得られている者 3. 空き家賃借人又はその同一世帯内の者が50歳未満であること。ただし、消防団員等はこの限りでない。 4. 区・集落組合に加入している者

※その他、申請者は次の要件を全て満たす者。町税等に滞納がなく、富士見町暴力団排除条例に抵触していないこと

●補助対象住宅・補助対象経費について

項目	要件・対象
補助金対象住宅 *全てに該当	・ 富士見町公共下水道又は農業集落排水に接続した物件であること。 ・ 施工については、町内に本店、営業所等を有する法人及び個人事業者が全部又は一部工事を施工するものであること。 ・ 本要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。 ・ 事業計画書を提出した日の属する年度の翌年度までに補助金交付申請を行ったものであること。
補助対象経費	・ 台所、トイレ、浴室、洗面所、内装等の改修費 ・ 屋根、外壁、雨樋等の改修費 ・ 残存する家財道具等の運搬、廃棄に要する経費 ・ 補助対象経費が50万円以上要すること
補助対象外経費	・ 用地取得費、不動産取得費、登記等に係る費用、建築確認申請に係る費用等 ・ 水道加入金、下水道受益者負担金等 ・ 富士見町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱に基づく補助対象経費 ・ 太陽光発電設備の設置費、合併浄化槽の設置費 ・ 増築等の工事に要する経費 ・ 居住用以外の建築物(店舗、車庫、農機具庫及び蔵等。)の工事に要する経費 ・ 法人又は個人事業主以外が実施する工事等に要する経費 ・ 他の補助制度を利用する工事で、当該補助制度と重複計上となる費用
補助額	補助対象経費の1/3以内(上限100万円:千円未満は切り捨て)
時限規定	令和9年(2027年)3月31日まで

※消防団員で要件を満たす場合、119,000円加算。補助対象住宅が居住誘導区域内の場合、50,000円加算。

※補助金の交付は、同一申請者及び同一物件に対して1回を限度。

●用語の定義について

用語	定義
空き家	町内で居住を目的として建築し、現に居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの
定住	町内に住民票を有し、生活の本拠を本町に置くことをいう。
空き家所有者	空き家に係る所有権を有し、売却又は賃貸を行おうとする者をいう。
空き家購入者	空き家所有者との売買契約により当該空き家を購入する者をいう。
空き家賃借人	空き家所有者との賃貸借契約により当該空き家に居住する者をいう。

【裏面につづきます】

◆申請書類

【交付申請書提出時(工事着工前に提出)】

- 空き家改修費事業計画書(様式第1号)
- 事業計画箇所の位置図及び補助対象経費の詳細が分かる見積書の写し
- 登記事項証明書(全部事項)
- 当該住宅の改修前の現況写真(改修箇所の写真)
- 申請者が空き家購入者の場合は、補助対象住宅の売買契約書の写し
- 申請者が空き家賃借人の場合は、補助対象住宅の賃貸借契約書の写し
- 町長が必要と認める書類

【完了実績報告時(工事完了後に提出)】

- 空き家改修費補助金交付申請書・完了実績報告書(様式第5号)
- 工事請負契約書の写し
- 補助対象事業の支払が確認できる書類の写し及び町内事業者の領収書
- 当該住宅の改修後の写真(改修前との比較写真)
- 申請者が空き家所有者で売却した場合は、補助対象住宅の売買契約書の写し及び空き家購入者の住民票の写し
- 申請者が空き家所有者で賃貸を行う場合は、補助対象住宅の賃貸借契約書の写し及び空き家賃借人の住民票の写し
- 申請者が空き家購入者の場合は、空き家購入者の世帯全員が記載された住民票の写し
- 申請者が空き家賃借人の場合は、空き家賃借人の世帯全員が記載された住民票の写し
- 誓約書(様式第6号)
- 空き家購入者又は空き家賃借人の区・集落組合加入証明書(様式第7号)
- 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

【交付決定後】

- 請求書(様式第9号)

<お問い合わせ>

富士見町役場総務課まちづくり推進係

電話:0266-62-9331

メール:machi@town.fujimi.lg.jp